

奈良工業高等専門学校被服等供用規程

平成16年4月1日制定

平成21年4月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、本校の職員で、別表の職種欄に定める職員（以下「被服供用職員」という。）に、その職務を効率よく遂行させるため被服等を供用することを目的とする。

(供用)

第2条 被服等は、被服供用職員となったときに供用するものとする。

2 被服供用職員が、被服等の供用期間が満了したときは、満了の月の翌月新たに供用するものとする。

(供用期間)

第3条 被服供用期間は、別表に定める期間とする。ただし、物品管理役が特に認めた場合には、その期間を延長し、又は短縮することができる。

2 供用期間は、供用の日の属する月から起算し、期間経過の月の末日をもって終了する。

(維持管理の義務)

第4条 被服供用職員は、常に良好な状態において被服等を維持管理し、その補修及び洗濯は、自己の負担において行うものとする。

2 被服供用職員は、物品管理役の許可を得ないで被服類を交換し、他の者に供用し、又は原形を変えてはならない。

(職務外使用の禁止)

第5条 被服供用職員は、その職務に従事するときには、特別な理由がない限り被服等を着用し、職務以外には着用してはならない。

(供用の中止)

第6条 物品管理役は、被服供用職員がこの規程を遵守していないと認められる場合には、返納を命じて供用を中止することができる。

(返納)

第7条 被服供用職員は、供用期間の満了した被服等を速やかに物品供用役に返納しなければならない。

2 被服供用職員が、退職、休職したとき、又は配置換などにより職種が変更したときは、被服等を速やかに物品供用役に返納しなければならない。

(亡失等の届出)

第8条 被服供用職員は、供用された被服等を亡失又は損傷したときには、別紙第1号様式による報告書を物品供用役に提出し、指示を受けなければならない。

2 物品供用役は、前項に定める報告書を受領したときは、物品管理役に報告するものとする。

(弁償責任)

第9条 被服供用職員は、故意又は重大な過失により被服等を亡失し、若しくは損傷したときには、弁償の責に任じなければならない。

(被服等供用簿)

第10条 物品供用役は、別紙第2号様式に定める被服等供用簿を備え、常に供用の状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程施行に伴い、奈良工業高等専門学校被服等使用規程（昭和54年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別 表

職 種	種 類	規 格	数 量	供 用 期 間	備 考
看 護 師	白 衣		1 着	2 年	
施設係職員	夏用作業服	上下、ジャンパー型	1 着	2 年	
	冬用作業服	〃	1 着	2 年	
	防寒コート		1 着	2 年	
技術支援室の 職 員	夏用作業服	上下	1 着	2 年	
	冬用作業服	〃	1 着	2 年	
	白 衣		1 着	2 年	
技術補佐員等	夏用作業服	上下	1 着	2 年	
	冬用作業服	〃	1 着	2 年	
	白 衣		1 着	2 年	

被服等亡失（損傷）報告書

平成 年 月 日

物品供用役

殿

供用職員名

印

下記のとおり供用された被服等を亡失（損傷）したので報告します。

記

亡失（損傷）年月日					
亡失（損傷）場所					
供用種類		規 格		数 量	
原 因					
亡失（損傷）時における職務内容等					
備 考					

上記のことについて報告します。

物品供用役名

印

物品管理役 殿

被 服 等 供 用 簿

職位名 _____ 氏 名 _____

供 用 種 類 事 項				
規 格				
平 成 年 度	供用年月日			
	受 領 印			
	返納年月日			
平 成 年 度	供用年月日			
	受 領 印			
	返納年月日			
平 成 年 度	供用年月日			
	受 領 印			
	返納年月日			